ASBJ

第 577 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(2)-4
日付	2026 年 5 月 28 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 255 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 255 回金融商品専門委員会（2026 年 5 月 13 日開催）において、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案（以下「コメント対応表」という。）について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（全般に関する意見）

2. コメント対応表に考え方を記載しているものについて、例えば、コメント対応表の 4.35)及び 4.45)は、実務において参考になるものと考えられるため、会計基準の定め又は結論の背景にコメント対応表に記載している考え方を記載することを検討頂きたい。

（償却原価に係る会計処理）

<u>実効金利に含まれる増分コストと金融資産の取得価額に含まれる付随費用に関するコメント対応案についての意見</u>

3. コメント対応表 4.20)に関して、実効金利に含まれる増分コストと金融資産の取得価額に含まれる付随費用について、それぞれに含まれる範囲を明確にするために指針等を示すことを検討頂きたい。

4. 増分コストと付随費用について、用いる局面が異なるという点は記載のとおりと考えている。当該コメント対応案は、貸付金及び重要な金融要素を含む債権において発生したコストが実効金利に含めるべき増分コストに該当する場合には、実効金利法が優先して適用されるという意図であるか確認したい。

5. 増分コストと付随費用の違いについて、用いる局面が異なるという点は記載のとおりと考えている。この点、国際的な整合性の観点から実効金利法における増分コストの定めを優先するということであれば、この点を明確化するため、例えば、実効金利法における償却原価を適用する際には、増分コストについての定めが付随費用についての定めより優先される等の文言を追加できないか検討頂きたい。

6. 費用側では増分コストと付随費用について用いる局面を分けているのに対し、収益側では手数料について実効金利の計算に含めないことを認めていると認識している。この点、費用側と収益側とで不整合が発生していると考える。

手数料を企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）に準じて会計処理する場合のコストの取扱いに関する意見

7. コメント対応表 4.27)のコメント対応案は、特定の役務に対する手数料と関連することが明確なコストについてのみ、手数料の収益認識と対応するように費用計上することとし、それ以外の増分コストについては実効金利に含まれることになるという趣旨であるか確認したい。

収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料に関する意見

8. コメント対応表 4.33)の「金融商品の実効金利の不可分な一部ではない手数料は、収益認識会計基準の適用対象ではない」という記載について、企業会計基準公開草案第 91 号（企業会計基準第 29 号の改正案）「収益認識に関する会計基準（案）」においては「金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料」を収益認識会計基準の適用対象外とされる収益から削除することが提案されているため、金融商品の実効金利の不可分な一部ではない手数料は収益認識会計基準の適用対象になるという方が妥当と考えるがどうか。

信用減損金融資産に関する定めに関する意見

9. コメント対応表 4.34)及び 4.36)について、移管指針公開草案第 17 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下、「金融商品実務指針案」という。）第 57-10 項はステップ 2 を適用する金融機関向けのオプションとして、金融商品実務指針案第 105-2 項はステップ 4 を適用する金融機関向けのオプションとして審議を行ったと理解している。この点、公開草案においてはステップ 2 とステップ 4 という区分を示していないため、金融商品実務指針案第 57-10 項を設ける必要性に疑問があり、仮に設ける場合でも要件を緩めてもよいと考える。例えば、「設定された手数料が対応する役務との関係で合理的である。」という要件の「合理的である」について、「不合理ではない」等のより消極的な表現とすることが考えられる。

10. コメント対応表 4.36)に関し、金融商品実務指針案第 57-10 項の 2 つの要件についてブライトラインを示すことが困難であるという点については同意するものの、この結論に至った経緯を残してもらえると実務の助けとなると考える。

11. コメント対応表 4.38)について、受領したコメントでは、金融商品実務指針案第 105-4 項及び金融商品実務指針案第 119 項の適用関係を明確化するために、金融商品実務指針案

119 項への加筆の提案がなされている。示されているコメント対応案では、この提案に対応する記載がないと考えるため、加筆を検討頂きたい。

12. コメント対応表 4.39)のコメントへの対応案として、信用減損金融資産に係る受取利息を不計上とする場合における実効金利法の適用に際して約定金利（又は約定金利相当の率）を用いて割り引く旨が示されている。この場合、時の経過によって割引の巻戻しによる損益が発生すると考えられるが、受取利息を不計上とするオプションを用いた場合でも、このような損益が発生するという理解でよいか確認したい。また、当該損益を計上する科目について事務局の考えを確認したい。

その他

13. コメント対応表 4.48)について、金融商品実務指針案第 105-2 項において、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いた貸付金に関連する手数料については、収益認識会計基準に準じて収益を認識することとしているため、コメント対応案においては整合性が問題にならないということを記載するのではなく、収益認識会計基準に準じた処理を行った場合でも一時点で収益を認識することがあり得るという記載をした方が良いと考える。

（開示）

簡素化された予想信用損失の算定方法を適用している場合の開示に関する意見

14. コメント対応表 5.2)について、金融機関からコメントへの対応（案）に同意する意見が聞かれている。

15. コメント対応表 5.2)について、コメントの概要にもあるとおり、簡素化された予想信用損失の算定方法の適用の有無自体を注記で把握できるよう開示を求めることが重要であると理解している。よって、企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」（以下、「予想信用損失適用指針案」という。）BC131 項の定めの文言の「注記することが考えられる」という部分を「注記する」という文言に変えることを検討頂きたい。

16. コメント対応表 5.2)について、簡素化された予想信用損失の算定方法は日本基準固有の定めであるため、簡素化された予想信用損失の適用の有無を明確に把握できるようにすることが利用者にとって良いと考えられる。

信用リスクに関する注記の範囲に関する意見

17. コメント対応表 5.3)について、開示対象となる貸出コミットメント等の範囲を予想信用損失の算定対象と整合的に取消不能なものに限定することを明確化するという事務局の提案に賛同する。

信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額に関する意見

18. コメント対応表 5.11)について、BC136 項にもコメントへの対応（案）で修正を提案している予想信用損失適用指針案第 90 項と同じような記載があるため、BC136 項も本文の修文案に合わせて一部削除することが考えられる。

19. コメント対応表 5.12)について、現行の会計基準において、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」第 140 項に従った相殺表示は任意であるため、相殺可能な金額を把握していない企業があると考えられる。予想信用損失適用指針案第 74 項に「開示目的を達成するために必要な情報は、保有する金融商品の種類や信用リスクの管理方法等により異なるものである」との記載もある中で、相殺しなかった場合にも相殺可能であった金額を控除した後の金額とすると、実務的な負担が大きくなることを懸念している。例えば、信用リスクの管理上、考慮していない場合についてはこの限りではないというように必ず相殺可能であった金額を控除することにならないように配慮を検討頂きたい。

20. コメント対応表 5.12)について、相殺可能であったが相殺しなかった場合に相殺前の金額とすると IFRS 会計基準との差異となるものの、相殺前の金額とした場合であっても、エクスポージャーが過大に表示されるため、相殺前の金額とすることを認める余地はあると考える。

21. コメント対応表 5.12)について、金融保証契約及び貸出コミットメント等の最大エクスポージャーを最もよく表す金額に関する予想信用損失適用指針案第 90 項の修正案の意図は、相殺可能なものはすべて相殺後の金額を開示する趣旨なのか、又は相殺しなかった金額を控除しないで開示することもできるという趣旨なのかが分かりにくいと考えられるため、「又は」という部分の表現の見直しを検討頂きたい。

以　上